

法 学 号 外
平成 29 年 1 月 23 日

各 私立 高等 学校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 29 年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年1月16日

各都道府県知事部局私立高等学校
及び専修学校高等課程担当課長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

貴部局におかれましては、本機構業務に対し、平素格別のご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、文部科学省から発出された事務連絡のとおり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づく、平成29年度予算政府案の重点事項として、大学等への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充が図られることとなりました。具体的には、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」により制度を拡充することが平成29年度予算政府案に盛り込まれています。制度の実施は今後の予算政府案および改正法令の国会での成立が前提であり、現在も制度の詳細、事務手続き等についての検討を行っているところではありますが、予定している制度の概要について別添のとおり各高等学校等へ通知したところです。

つきましては、公務ご多忙の折とは存じますが、本件につきましてご承知いただくとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業戦略課 総務係

TEL: 03-6743-6029 FAX: 03-6743-6679



事務連絡
平成29年1月6日

高等学校
中等教育学校
各校
特別支援学校
御中
高等課程を置く専修学校

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本機構では、これまでも制度の拡充や周知等に努めてまいりましたが、このたび、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づく、平成29年度予算政府案の重点事項として、大学等への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充が図られることとなりました。この制度の拡充は、特に、経済的な理由により進学が困難な状況にある者の進学を一層後押しするために実施するものです。

具体的には、別添のとおり、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」により制度を拡充することが平成29年度予算政府案に盛り込まれています。制度の実施は今後の予算政府案および改正法令の国会での成立が前提となりますが、現在、制度の詳細、事務手続き等についての検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

特に給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しています。この申込みについては、大学等への進学後となる予定ですが、別添（日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ（平成29年度進学者向け①））を参照の上、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、第一種奨学金については、先般、第2回の募集に併せて、追加で採用候補者を推薦いただいたところですが、これは、低所得世帯の生徒についての成績基準を実質的に撤廃し、必要とするすべての生徒が第一種奨学金を利用できるよう基準を変更したことに併せて推薦いただいたものです。現在、送付いただいた採用候補者関連書類の確認・審査を行っているところで、2月下旬に審査・選考結果（採用候補者決定通知等）を各学校に送付する予定です。また、平成29年度予算政府案には、第一種奨学金の貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられていない者（残存適格者）を解消するための予算が盛り込まれています。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 予約採用係

TEL：03-6743-6037 FAX：03-6743-6670

別添資料について

今回の事務連絡では、以下の別添資料もご参照いただくようお願いします。
なお、別添資料は、奨学金事務担当者ホームページに掲載してご案内しています。

URL : http://www.jasso.go.jp/shogaku_tantoshu/login.html

1. 学校担当者用（資料右下に「学校担当者用」と記載のもの）
 - ・日本学生支援機構 新制度のお知らせ
 - ・平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するQ & A

2. 生徒用（資料右下に「生徒配付用」と記載のもの）
 - ・平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ(平成29年度進学者向け①)

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります

① 給付型奨学金(新規)【平成29年度先行実施制度案】

0. 趣旨・目的

経済的に困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とし、返還の必要のない給付型奨学金を支給するもの。

1. 対象

- 平成29年度に大学・短大・高等専門学校(4年次)・専門学校(以下「大学等」という)に進学する者のうち、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税である者であって、平成29年度から私立の大学等に自宅外から通学する者(「私立・自宅外生」)のうち、高等学校等在学時に各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めている者
 - (2) 平成29年度から大学等に進学する社会的養護が必要な者(児童養護施設退所者等)のうち、学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる者(進学先は私立のみならず、国公立であっても給付対象となる)
 - ① 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - ② 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

2. 給付金額(月額)

- 4万円
 - 児童養護施設退所者等は、入学金相当額として2.4万円を追加給付
- ※社会的養護が必要な者で、国公立に通う場合の給付月額は3万円(国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定)
- ※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付を確定

日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ(平成29年度進学者向け②)

※平成29年度予算の成立が前提となります

② 低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃 (新規) 【平成29年度進学者から実施】

0. 趣旨・目的

大学等への進学の後押しを目的として、低所得世帯の生徒について、認定平均値3.5以上の要件を実質的に撤廃するもの。必要とする全ての生徒が第一種奨学金を利用可能とする。

1. 対象

- 平成29年度以降に大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学する高校3年生等
- ※ 高等専門学校は中学校から高等専門学校1年次に進学する者を含む

2. 貸与金額(月額)

- 通常の第一種奨学金と同じ
進学先の学校種別、通学形態により異なる

(私立大学の例)

区分	貸与金額(月額)	
私立大学	自宅	自宅外
	5.4万円	6.4万円
	3万円	

3. 基準

- 以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者
- (1) 家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税である者
- (2) 学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、学校長から推薦を受けられる者
- ① 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ② 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

4. その他

- 「基準」以外は、全て通常の第一種奨学金と同じ
- ※ 平成29年度の「在学採用」の実施方法については検討中

日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ(平成29年度進学者向け③)

③ 新所得連動返還型奨学金制度(新規)【平成29年度新規貸与者から適用】

0. 趣旨・目的

所得に連動して月々の返還額が決定される返還方式。所得が低い時期でも、所得に応じて無理なく返還することが可能となる。

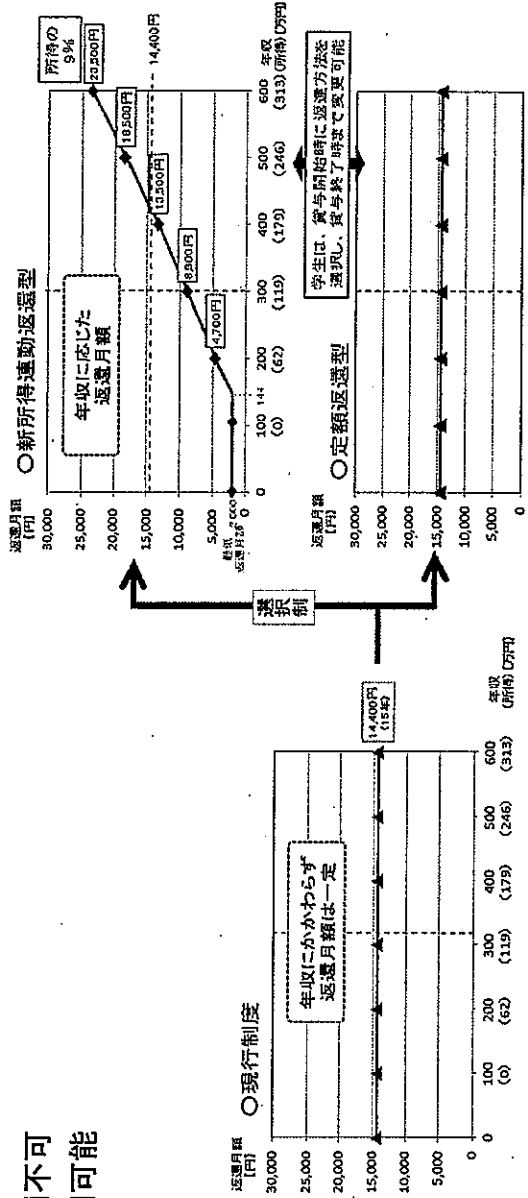
1. 奨学金の種類・対象

- 第一種奨学金【貸与】
- 平成29年度以降に大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校において、新たに第一種奨学金の貸与を受ける者

2. 新制度の特徴

- 保証制度：機関保証
 - ※ 毎月振り込まれる奨学金から一定額を保証料として支払い
- 返還方式：定額返還方式か新所得連動方式を選択。貸与中であれば、返還方式の変更が可能
 - ※ 人的保証を選択している、定額返還方式へ変更する場合は、機関保証へ変更するために保証料を一括で支払うことが必要。
- 減額返還制度：利用不可
- 返還猶予制度：利用可能

3. 返還イメージ



4. 保証料

- 保証料を引き下げ (引き下げ額について検討中)

参考：平成30年度進学者向け新制度のお知らせ

※改正法令の成立が前提となります

【参考】平成30年度以降の進学者に対する給付型奨学金

1. 対象

- 大学・短期大学・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する高校3年生等

2. 給付金額(月額)

- 給付月額(右表の通り)
- 児童養護施設退所者等は、入学金相当額として24万円を追加給付
 - ※国立で授業料減免を受けた場合は給付月額が減額となる予定
 - ※毎年度、学業の状況を確認した上で給付を確定

区分		給付金額(月額)
国公立・自宅		2万円
国公立・自宅外	私立・自宅	3万円
私立・自宅外		4万円

3. 基準

機構から提示するガイドラインに沿って各高校等が定める推薦基準に基づき、高校等の学校長が候補者を機構に推薦
※ 各高等学校等が定める推薦基準については、公平性・透明性を確保し、選考に当たって保護者等への説明を行うことができるよう望ましい

- 家計基準
家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者
- 学力・資質基準 ※詳細は制度成立後、機構から提示するガイドラインを参照
 - ①又は②を満たす者
 - ① 教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めていること
 - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を修めていること
 - ※ 推薦に当たっては、進学の意欲や目的、進学後の人生設計に関するレポート等を評価
 - ※ 高校生活全体の中で課題を克服した経験などの生徒の成長過程にも着目
 - ※ 社会的養護を必要とする生徒については特段の配慮：
学力・資質が以下のいずれかに該当するとし、高等学校等の学校長から推薦を受けられる者については給付対象とする
- 1. 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- 2. 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

4. 学校推薦の割り振り方法

各学校に1人を割り振った上で、残りの枠数を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するQ&A
(学校関係者用)

問 非課税世帯の生徒の成績基準として示されている「各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合」とは、具体的にはどのような内容ですか。

答 平成29年度予算政府案では、平成29年度進学者に係る基準として、調査書に記入される学校成績概評が「A」に該当する場合を想定しています。

問 社会的養護を必要とする者とは具体的にはどのような施設にいる生徒のことですか。

答 児童福祉法に基づく「児童養護施設」、「自立援助ホーム」、「児童自立支援施設」又は「情緒障害児短期治療施設」に入所している者及び「里親」又は「小規模住居型児童養育事業を行う者(いわゆるファミリーホーム)」の下で養育されている者を想定しています。なお、大学等への進学後に上記施設を退所する者や里親やファミリーホームでの養育から外れる者も対象とする予定です。

問 社会的養護を必要とする者の成績基準は具体的にはどのような内容ですか。

答 平成29年度予算政府案では、平成29年度進学者に係る基準として、調査書に記入される学校成績概評での基準は特段設けない予定です。大学等への進学後に提出を依頼する高校等の学校長からの推薦書において、大学等での学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがあると学校長が認める者であれば、基準を満たした者として取り扱われます。

平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

平成29年1月6日
独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構が新たに実施する給付型奨学金については、平成29年度に大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する方のうち、以下の方を対象に給付を開始する予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、進学先の大学等を通じてお知らせする予定ですが、現在の予算案の制度内容は以下の通りとなっていますので、進路決定に当たっての参考としてください。

対象となる方

(1) 住民税非課税世帯の生徒

保護者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の生徒（現在高校生等奨学給付金を受給している方は対象）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学し、自宅外からの通学となる場合
- ②学力・資質基準：各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合

(2) 社会的養護が必要な生徒（児童養護施設や里親などの下で生活している生徒）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ②学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合
 - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な生徒は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な方で、国公立に通う場合の給付月額が3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付が確定

申請の手続き

○高等学校等での在学中に申請の手続きは必要ありません。

○大学等への進学後、進学先の学校を通じて申請することを予定しています。

○申請の際には、高等学校等からの推薦書及び成績表の提出を求めることを予定しています。

その他

○その他、不明な点がある場合には、日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）をご確認ください。

生徒配付用